いしさ」効果とした特

な場面で生きますか。

所長弁理士に聞いた。 生かし方、出願時の注意 ある。官能評価の特性や 特許事務所の中野睦子副 点などについて三枝国際 出願は食品メーカーにお よる味や香りなど「おい 器官で調べる官能評価に た。官能特性を人の感覚 時の最も重要な判断基準 さ」は消費者の商品選択 いても近年、増加傾向に しさ」を効果とした特許 食品において「おいし \Diamond

際特許 務同 玉

も一つの活用例だ。 難しい。その場合、官能 りすれば、それを我慢し 評価を行い、おいしさや ながら飲み続けることは 体に良いことは周知で同 あるため曖昧さは否定で う際の注意点とは。 食感を権利化するの かったり飲みにくかった れている。しかし、まず じ機能の商品が市場に溢 八による感覚的な判断で 中 野 中野例えば、青汁が - 官能評価を行 官能評価は タにならない。 統一した評価基準を設け

きない。また、パネルご とに味覚や感覚は異な ることが重要になる?

まず、パネル間で

目し5段階評価で官能試

度クエン酸入りの基準品 由来する場合は、複数濃

酸味が増強する点」に着

験を行うとする。この場

合、甘味料を添加しない

であれば5」「このレベ を用意し、「このレベル

ルであれば1」など

いうのは。

官能評価の特性と

中野 官能評価とは味

調べることをいう。食品

においては甘い、しょっ

ついて機械ではなく人が 器官が感知できる属性に 覚や嗅覚、触覚など感覚

とはできないため、人の

いしさ」を数値化するこ ることは可能だが、 分濃度として機器分析す ばいなど味覚を糖度や塩

が有効といえる。 感覚器官で行う官能評価

具体的にどのよう

ころで信憑性の高いデー 断するため、評価が分か さがある。判断基準をパ 段階評価したとしても各 ネル間ですり合わせて統 り、それを統一する難し れ有意差検定を行ったと 自が自身の内的基準で判 しておかなければ、5 うに、評価の基準を揃え にもよるが、味覚や食感 のパネルが必要だ。この 意差検定には最低でも5 明確にイメージできるよ ため、予めパネル全員が の差を識別する場合、有 ておく必要がある。例え 人、好ましくは10人程度 「甘味料を入れると だ。例えば、クエン酸に

時の酸味を3に設定し、 基準を設定する。 の程度に応じて2および 酸味の増強の程度に応じ 1とするといった共通の て4および5、また低減

るかを示すことも重要 とする酸味が何に由来す 加えてこの場合、対象

出た場合でも、明細書に 録後に思わぬ先行技術が 差があるように記載する 場合は、その結果に有意 果として特許を取得する どアバウトに記載した明 細書も散見されるが、官 ことが重要。出願後や登 能評価の結果を唯一の効 結果を○×△な い」「この内容では審査

や試験方法の必

と作り上げておく必要が 盾がないようにしっかり なる。また、明細書は矛 ぶされにくい強い権利に

有意差検定の内容を細か く記載しておくことでつ が認められた時期は機能 スがもらえる可能性が高 増えていますか? 判になったら負けるかも が高い」「無効審判や裁 官から指摘される可能性 価をメーンにし 付加的ではなく、官能評 しながら的確なアドバイ しれない」など先を予測 中野 食品の用途発明 -食品業界において した出願も

性表示食品など、薬理的

性と注意占

ようになった。

-用途発明について

その判断も容易にできる

副所長 弁理士 睦子氏

と各パネルが客観的 うした状況で相対的 作る必要がある。こ に評価できる状況を

利化する上での注意 高まり、統計学的有 意差が意味あるもの 官能評価を権

> 疑念が生じる可能性があ となり、発明の信憑性に るからだ。 ある。少しの矛盾が綻び ・生理学的な効果の出願

的確なアドバイスが必要 審判や裁判に耐えられる について、弁理士からの 中野特許庁の審査・ -記載する内容など かし、官能評価だけで顕 定を行い、その範囲内か そのため、複数の数値限 果として進歩性を主張す 著な効果や予期しない効 願も増えてきている。し 範囲外かで有意差検定を ることは容易ではない。

と感じます。

「おいしさ」を謳った出が多かったが、最近は も多い。 明として出願を行うこと が多かったが、 行うなど、パラメータ発 くことで今後の戦略につ ながっていくのでは。現

ど、「明細書のここが弱 説明不足な さ、弱さ、問題点など、能評価においても、強 取りやすくなったといえ 注意すべき点が浮き彫り るかなど、むしろ戦略が く、広い権利が取得でき らに気を付けることで強 る。パラメータ特許や官 変化はありそうですか。 て、どの方法であれば強 え、先行技術を踏まえ 前に比べて選択肢が増 化はないとみている。以 化してきたが、大きな変 財産権の取得方法が多様 い権利化が可能になり、 になってきたので、それ 中野 食品業界も知的

じような内容の権利が錯るか、下流で取るか、同あまりないが、上流で取 綜している状況が生じて 効力が争われたケースは と考えられる。現段階で 効力が問題になってくる これからどんどん権利化 され、今後は用途発明の から裁判を積み重ねてい いる。用途特許は、これ も同様ですか? 中野 今までの出願は

結果の確からしさが 評価を行うことで、 そうすることで、実験デ を把握している弁理士が 明細書の作成には、現在 ータの不備・不足、用語 携わることが望ましい。 の審査・審判や裁判傾向

知的財産権の取得方法に

一今後、食品業界で

在は、各社どうするか様